

2022年度

社会福祉法人 滝川ほほえみ会

事業計画書

社会福祉法人 滝川ほほえみ会

2022 年度事業計画

1 はじめに 2022 年度事業計画作成にあたって

日本は、2014 年に国連障害者権利条約を批准し、この批准のために 2011 年に改正された、障害者基本法では条約の理念に基づき、第 1 条において「この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する（後略）」とし、障害者の基本的人権、尊厳の尊重、共生社会の実現を宣言しました。その後障害者虐待防止法や障害者差別解消法が新しく制定したにも関わらず、津久井やまゆり園事件をはじめ障害者虐待致死事件、繰り返す福祉施設虐待事件など、虐待・差別事件が発生し続いています。障害者を取り巻く環境はいまだ、生産性などで人としての優劣をつける優生思想や一定の能力がないと排除する適格者主義がはびこり、「自己責任論」を振りかざす風潮の中、虐待や差別が続いています。

滝川ほほえみ会の理念は「社会が変われば障がいはいなくなる～地域での当たり前生活を求めて」となっています。障害は個人の問題ではなく、社会の問題にとらえなおした「社会モデル」の考え方によるものです。当事者の尊厳を守り、人権を尊重し、全ての人に分け隔てなく暮らす共生社会の実現に向けてありのままのあなたを受け入れ、共に生活し、働き、当たり前の暮らしの実現という崇高な理念のもととりくみを進めたいと考えています。

一昨年、1 月より始まったコロナ禍により、この間行事の延期・中止、委託作業の減少、売上の低下など多大な影響を受けました。当法人では、職員の協力協働体制の中、毎日の徹底的な消毒、毎朝の健康チェック、体温測定、発熱者に対する迅速な対応を行い、日常の活動を維持してきました。幸い利用者、職員とも感染者、濃厚接触者は出ておらず、引き続き対応の強化に努めます。

今年度の課題は、昨年稼働した第二事業所の本格的整備、一部事業開始、高齢者・重度者対応 GH の整備、支援の質の向上、魅力ある事業所づくりです。第二事業所についてはスーパー旧 Joy を賃貸契約しバックヤードにてミニトマトの選果、リサイクル品の選別、銅線作業を行いました。今年度は店舗部分にて喫茶店のオープンを目指します。また、地域貢献として、交流広場や子ども食堂等にも取り組みます。余裕のできた工房は生活介護の部屋を拡充し質の向上に努めます。GH について 9 か所目の女性 GH 咲(えみ)6 人定員を開設し定員を 47 名としましたがハザードマップにて浸水想定区域の扇町桜はうすを閉鎖し現在定員 42 人となっています。高齢・重度対応 GH の新設については、建築費が高額なため当面資金造成に取り組むこととします。支援の質の向上では、年間研修計画の充実、資格取得の助成など研修体制の強化に努めます。地域の要請や期待に応えるべく、常に新しい発想、アイデアを全職員で出し合い、想像力溢れる事業所運営に努めます。

法人経営としては、土曜開所、処遇改善加算 I 取得、特定処遇改善加算、欠席時対応加算、目標工賃達成指導員配置等により収入増を図りました。その一方、職員の定期昇給、非常勤・パート職員の時給アップ、正職員・臨時採用など人件費増や修繕費増、今年度はさらに第二事業所開設に伴う工事費、家賃、光熱水費などが上乗せされることから軌道に乗るまでは厳しい経営が続くと思われます。引き続き利用者増、開設日数増や加算取得を図り、増収につなげ安定的な経営を目指します。

これらのことを踏まえて、2022 年度は、次の重点項目に取り組み、利用者の皆さんへの日中活動支援及び地域生活支援を行い、共生社会の実現を目指し、併せて地域社会の求めに応じて適切に応えられるよう取り組んでいきたいと思ひます。

2 基本理念

「社会が変われば、障がいはなくなる！ 地域での当たり前の生活を求めて、」

- (1) 利用者の自立と社会参加を目指します。
- (2) 利用者の意思と人権を尊重します。
- (3) 地域に根ざした事業所を目指します。

そのための「住む」「働く」「楽しむ」場づくりに努めます。

3 支援の基本方針

- (1) 日中活動及び地域生活において、安全が確保されるよう最善の努力を図ります。
- (2) 個人の尊厳を第一に、利用者の意思や主体性及び人権を尊重します。
 - 重要事項を決定する時には、利用者の意見を聞いて決定します。
 - 第三者委員による毎月の相談日を設定します。
 - 地域に在住する主たる対象者の知的障がい者で本施設の利用を希望する方は拒みません。
- (3) 家庭や地域との連携を図りながら、利用者が社会の一員として自立した地域生活を営むことができるよう支援します。
 - 町内会活動への参加と育成会等地域の障がい者団体との連携
 - 滝川市自立支援協議会の推進
 - 管内近隣事業所との連携と交流
- (4) 利用される方たちに、それぞれの求めに応じた適切なサービスを提供します。
 - 第二事業所開設に伴う活動室拡充による生活介護の支援の質の向上（生活介護事業）
 - 第二事業所開設に伴う新しい作業種の開拓（就労継続支援B型事業）（就労移行支援事業）
 - 作業内容の改善、作業工賃の向上（日中活動）
 - 職場実習の開拓（就労移行支援事業）（就労継続支援B型事業）
 - 地域で安定的に生活できる住居の確保（共同生活援助事業）
 - 安定した地域生活を送れるよう相談支援体制の充実（相談支援事業）
- (5) 滝川ほほえみ会職員としての自覚を持ち、絶えず自己研鑽に励むと共に、地域に根ざし信頼される職員を目指します。
 - 自己研鑽の奨励
 - 各種イベントへの積極的な参加
 - 町内会活動、育成会、地域食堂等地域活動への参加

(6) 障がい特性に応じた適切な支援の在り方を求め、研修を深め実践を行います。

- 研修日の設定と伝達講習会の定期開催
- 各領域の研修会への積極的な参加と資格取得への助成・支援

4 重点項目

- (1) 第二施設、GHの新築に向けて
第二事業所の事業を拡大します。元スーパーのため様々な活用方法が考えられ喫茶店、地域交

流広場等今後の展開を検討します。障がいの重度化・高齢化対応の GH 新築については引き続き検討します。

(2)土曜開設のとりくみ

昨年度は、年間計画に基づき月 1~2 回を目途に土曜開設を行い、内容も作業も関連させながら太鼓活動を取り入れ余暇活動を行ってきました。引き続き太鼓活動に取り組むなど余暇活動を充実させます。

(3)工賃向上のとりくみ

一昨年度から工賃の見直しを図り、重労働、重環境での作業を評価し、一日 500 円の加算措置を導入しました。更に定期昇給も行き、工賃の改善を図りました。コロナ禍の影響で収益は下がりましたが、今年度も維持できるよう引き続き新規作業や原材料費の節約など費用対効果の視点での見直しを行います。

(4)就労移行のとりくみの強化

女性利用者が介護事業所に就職することができました。引き続き空知障害者就業・生活支援センターやハローワークと連携を取り就職に向けたとりくみを行います。

(5)生活介護サービスの充実

第二事業所開設により工房作業室に余裕ができるため、生活介護での利用を検討しつつ支援内容の質の向上を図ります。環境整備はもとより、提供メニュー、独自の収益活動にとりくみます。

(6)共同生活援助事業

現在、GH を市内 8 ヶ所（定員 42 名）に 24 時間支援体制のもと展開しています。現員 41 人で 1 名余裕がありますので、入居募集をしていきます。また高齢化・重度化対応の日中支援型 GH 新築については、関係機関と連携をとりつつ資金造成を行うなどとりくみます。

(7)相談支援事業

基幹相談支援事業所として滝川市より委託され、相談支援における中核的な役割を担い、関係機関との連携、権利擁護・虐待に関する相談など総合的な相談業務を行っています。将来的な地域生活支援拠点の整備を見据え、滝川市自立支援協議会の事務局を担い地域生活支援をさらに推進します。

(8)会計・経理・労務管理について

監事の支援を受けて、適切な会計処理、予算建てを行い、処遇改善加算、特定処遇改善加算等を活用しながら、職員の待遇を改善していきます。また働き方改革を受けて労働条件改善を図ります。

(9)人材の育成・確保について

人材の確保・育成は喫緊の課題です。学卒での職員募集を行い 3 年ぶりに短大より新卒が入職します。また非常勤職員も 2 名採用しました。今後も利用者増、質の向上に向けて、人材確保及びマンパワーの強化を図り、今後も学卒採用を中心に取り組んでいきます。

(10)利用者の高齢化・重度化への対応について

利用者さんの平均年齢は 30 歳代前半となっているものの 70 才台 60 才台も 6 人となり、また重度の障がいがある方への支援内容にも課題が多いことから、環境整備はもとより支援内容、提供サービスをより充実するために具体的な改善に結びつく計画を立てていきます。

(11)虐待防止・権利擁護のためのとりくみについて

障害のあるなしに関わらず、全ての人が共に生きる共生社会を目指す私たちこそ人権感覚を研ぎ澄ますべく、日常の研修や研鑽を行っています。虐待防止委員会の機能を活用した虐

待防止センターと連携します。

(12) 地域防災体制について

新たに浸水想定区域に GH 3ヶ所が該当したことから水害対策避難訓練を行いました。うち 1か所 10月に閉鎖しました。また、当事業所は福祉避難所に指定され、地域の防災体制の一角を担うことからより一層の対策を行います。非常電源の整備等について具体的検討をすすめます。

(13) 環境整備・施設の補修について

旧工房が雪害により入口が倒壊したことにより、解体しました。工房新設 10年が過ぎ、故障や補修が必要なことが相次ぎました。今後もメンテナンスを丁寧に行っていきます。また GH についても住みやすい生活環境を整えるため、不具合への迅速な対応を行います。

(14) コロナ感染対策

防護服、N95 マスクなど医療備蓄や飛沫感染防止板の設置、オンライン会議など ICT を活用した整備を行いました。今後も感染防止対策を引き続き行います。

5 2022 年度法人開催会議等

(1) 理事会・評議員会

開催予定年月日	種別	開催予定内容
2022年6月4日(土)	理事会	2021年度事業報告、決算報告、監事監査報告、苦情解決 2021年度第三者委員会報告、その他
2022年6月19日(日)	評議員会	
9月10日(土)	理事会	法人・各事業経営状況
12月18日(日)	理事会	第1次補正予算、苦情解決上半期第三者委員会報告、 2022年度上半期状況報告、その他
2023年3月4日(土)	理事会	最終補正予算、諸規定改定、2023年度事業計画、予算、 その他
3月25日(土)	評議員会	

(2) 監事監査

開催予定年月日	実施内容
2022年6月2日(木)	法人(事業)運営 (第1回) 事業報告、決算報告
8月25日(木)	法人(事業)運営 (第2回) 定款・議事録等
11月17日(木)	法人(事業)運営 (第3回) 上半期会計処理状況・議事録等
2023年3月2日(木)	法人(事業)運営 (第4回) 議事録・決定書・日報等

(3) 第三者委員会

開催予定年月日	開催予定内容
2022年9月26日(月)	2022年度上半期苦情解決状況
2023年3月13日(月 544455)	2022年度下半期及び2022年度通年の苦情解決状況

(4) 法人役員等研修

開催予定年月日	開催予定内容
2022年9月17日(土)	人権関係

日中活動支援事業

はじめに

2020年1月に日本で新型コロナウイルスが発見されてから2年がたちました。そのような中で緊急事態宣言、まん延防止等重点措置、国や道が示す基準を遵守しながら、日中活動支援事業もコロナ対策に取り組んできました。

今年度の課題は昨年稼働した第二事業所の本格的な整備や一部事業開始を進めることが急務となり、それによる生活介護事業の活動拡充が見込まれることから総合的な支援の質向上に努めます。

生活介護支援事業では、介護を必要とされる方への適切な介助を行なう他、個々の障害特性を理解し環境整備や支援の質の向上に努めます。また、第2事業所開設により工房の作業室に余裕ができるため、生活介護での利用を検討しつつ支援内容の向上を図ります。軽作業の受託製品の作成など生産活動を実施し、創作的活動にも取り組みながら独自の収益活動をめざし、日常生活全般における能力の維持向上により、精神的に安定した生活が営まれるよう支援を行います。

就労移行支援事業では、就労に必要な知識及び能力の向上のために日中作業活動や集団生活を通して社会で働くために必要な取り組みや準備を進め、求職活動に関する支援を行います。更に就労に向けて利用者の方々の意識作りも重要であるため、就労希望利用者を対象に毎月一回「就労セミナー」の実施を継続します。また、就業・生活支援センター等との連携のもと職場実習に積極的に取り組み、さらに各関係機関と連携を図り利用者の希望に合わせた実習先の確保・職場見学の実施・就労先の企業の開拓を進めるとともに就労者においては、利用者自身の企業先での役割を高め就労定着支援を実施します。

圏域内で就労移行支援事業所が当事業所以外には所在しないため、他事業所を利用希望者等の就労アセスメントの要請にも応じ、就労移行支援事業の機能を通して役割を果たしていきます。

就労継続支援事業B型においては、一般就労の困難な方に作業を提供し、工房での各種作業の充実や新しい作業種の開拓を行うとともに、利用者が働く喜びや日中活動を通じて社会参加を実現しながら、一般就労に向けた支援も行っていきます。

報酬改定にともない、平均工賃額に応じた基本報酬の評価がなされているため作業収入の増額に向けた見直しを徹底し、工賃アップに取り組めます。

これら3事業の推進はもとより、各委員会活動や作業委員会等の充実を図るため、現行の体制を見直し、効率的かつ効果的に機能するように再編の検討を行います。

日中活動の場面で、コロナ禍であっても先の見えない不安をやわらげ、楽しみや目的に向けた意欲へと繋げられるようにサービス提供を行います。

「生活介護事業」

1 目的

指定生活介護サービスの提供を通し、日常生活能力、社会生活に必要な知識や能力の向上を図り、地域社会において自立した生活を営むことができるよう支援を行います。

日常生活を過ごすことが困難な利用者に対して、環境改善や構造化を駆使し、利用者にとって少しでもより良い生活を送れるよう支援します。

日常生活の中で利用者の状態を見極め、その時々々の表情の変化やしぐさに気づき、職員間で情報を共有し、チームでアプローチする。こうして小さな変化を少しずつ重ね、利用者の暮らしをより良いものに変えていける支援を目指します。

2 運営方針

個々の障がい特性を理解し、生産活動・自立課題の提供を行い活動します。常に介護を必要とされる利用者の方に対して、排泄及び食事の介助を行い、その他の配慮を適切かつ効果的に行い

ます。又、就労系の生産活動に参加することを目的に、就労Bの活動と生活介護の活動を抱き合わせた内容で働く喜び（工賃）を味わいながら社会生活の基礎を培います。

新型コロナウイルス感染症対策については、各種サービスが継続的に提供されるよう、十分な感染症対策に取り組みつつ、併せてサービスの質の確保に取り組んでいきます。

3 利用定員

14名（登録者数 16名）

2021年度の年間利用率は103.9%（3月1日現在）になっています。2021年度中に1名が退所されましたが、今後も利用希望が見込まれることから、利用者の方の支援内容の見直しによる事業間移動の検討、活動拠点の場や定員増の検討を進め新規の受け入れができるよう努めるとともに理事会に設置されています「新施設建設推進委員会」から提示された計画に沿って検討していきます。

4 事業内容

個別支援計画に基づいたサービスの提供を基本とし、食事の介助、排泄の誘導及び介助、服薬の管理及び服用の介助、口腔ケア等の支援を行うとともに身体機能及び日常生活能力の維持向上が図られるよう努めます。

更にコミュニケーションツール（絵・文字カード・文字盤、タブレット等）を活用して、声掛け・聞き取り・代弁・代筆等意思疎通支援を行っていきます。

生産活動においては、ご本人の安定を優先し、一人ひとりの特性に応じたコーヒーの計量・袋入れ、ティッシュ作業、ノースクレールのシール貼り作業などの活動の場を提供し作業への意欲と能力の向上を図ります。自立課題として利用者の作品をカレンダー・ポストカード作成を行い独自の収益活動に取り組みます。

また、外出レクリエーションの一環としてドライブ・公園散策・ウォーキング・軽スポーツを定期的実施し健康維持体力の向上をはかります。

日常生活においては、ゆとりを持って過ごせるよう生活介護事業全体、利用者の方の特性に応じた支援、また、タイムスケジュールなどを作成し、環境に配慮し安定して活動できるよう支援を行います。

「就労継続支援事業B型」

1 目的

指定就労継続支援B型のサービスの提供を通し、日常生活能力、就労に必要な知識や能力の向上を図り、地域社会において自立した生活を営む事ができるよう支援を行います。

地域に根ざした事業の展開とともに、滝川市や地元企業等と連携して安定した継続的な就労の場の提供と工賃の向上を目指します。

2 運営方針

自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通常の事業所に雇用されることが困難な方に対して知識及び能力の向上のために必要な支援やその他の便宜を適切かつ効果的に行います。

3 利用定員

40名（登録者数54名）

2021年度の年間利用率は112.9%（3月1日現在）でした。

新たな利用登録者が増加傾向にあることと同時に、週に数日利用や冬期間のみ等変則利用があるため利用率等を勘案、注視しながら事業を進める必要があります。

現時点では若干の余裕が見られるものの、今後も利用希望が見込まれることから新たな事業展開を含めた定員増を検討して行きます。

4 事業内容

個別支援計画に基づいて工房での生産活動の機会、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な支援を提供し、取引先との契約の見直しや製品の販路、作業種の開拓により工賃の向上を目指します。利用者の方々の可能性を見出し、自身が「仕事」をすることで工賃を得ていることが自覚できるよう支援を行います。

主な日中活動での作業は、滝川市や各企業からの受託作業（市役所内ゴミ回収・公園管理・墓地トイレ清掃・ティッシュ検品及び袋詰め作業・ノースクレールお菓子等詰め合わせ作業・ソラチのたれ袋入れ・帆立の内袋作り・ソメスサドル手綱及びあんこ作り作業）自主生産作業（製菓・木工等）、その他リサイクル回収、ソーラーパークの草刈り・除雪、滝川市場での選果、日通砂川支店での倉庫管理、喫茶店等の営業を行います。

「就労移行支援事業」

1 目的

指定就労移行支援のサービス提供を、就職することを希望する利用者の方へ就職に向けた機会を提供するとともに、必要な知識、技能の向上を図り、職場体験実習の提供および就職後における職場への定着に必要な支援を適切かつ効果的に行います。

2 運営方針

自立に向けた社会生活・日常生活を営むことができるよう、知識及び能力の向上のために必要な支援を適切に行います。

3 利用定員

6名（登録者数 5名）

2021年度の年間利用率は90.2%（3月1日現在）となっており、2021年度女性1名が就労し男性1名が利用期間を終了しています。

2022度は高等養護学校からの新卒者の受け入れはなく、登録者数5名となり新年度の新たな受け入れは2名が可能な状況です。

4 事業内容

日中作業活動や集団生活を通して、社会で働くために必要な知識、技能の向上を図り、求職活動に関する支援を行います。

就職に向けた基礎的な知識、技能を養うための学習の場を提供し、社会人として仕事に対する責任感・集中力・持続力を培う支援を行います。

また、ハローワーク・北海道障害者職業センター旭川支所・空知しょうがい者就業・生活支援センター、職場適応援助者による職場定着支援・関係機関との連携を図り利用者の方の希望に合わせた実習先の確保・職場見学の実施・就労先企業の開拓を進めるとともに就労者においては、利用者本人の企業先での役割を高め就労定着支援を行います。

地域生活支援事業

はじめに 2022年度事業計画作成にあたって

障害者自立支援法等の一部改正により自立支援協議会設置が2012年4月から法定化され、2009年に設置されていまして「地域自立支援ネットワーク会議」を再編し、さらに活性化を図るため、基幹相談支援事業所として、「滝川市自立支援協議会」の立ち上げに向けて、2018年4月より当事業所「ほほえみプラザ」が中心に市内相談支援事業所(3ヶ所)と準備を進め、2019年3月滝川市自立支援協議会全体会議を開催してきたところです。

2022年度は、滝川市自立支援協議会も5年目を迎え、これまで開催してきた個別支援会議で抽出された地域課題を整理した上で、基幹相談支援事業所として障害者総合支援法第89条第1項に基づく『地域生活支援拠点の整備』に関して将来を見据えた整備を滝川市及び関係機関と協議、検討し進めるとともに、コロナ禍ではありますが事務局会議をzoomによるオンライン会議も行き『滝川市自立支援協議会』の継続的な運営を図って参ります。

また、地域の相談支援の拠点としてますます役割が求められることから、情勢に合わせた研修会、勉強会なども会場とオンラインを組み合わせたハイブリッド研修も企画していきます。

共同生活援助事業では、グループホーム入居希望に関するアンケート結果から、利用ニーズに対応できるようグループホームを運営して参ります。

さらに、滝川市のハザードマップが見直され、風水害時における危険区域「洪水浸水想定区域」の「扇町桜はうす」1か所を閉鎖し、「ほのぼのハウス」「緑町桜はうす・ほほえみプラザ」については防災研修・避難訓練を実施しました。

このことも踏まえ、グループホームの非常災害対策として、自然災害時に対応できるよう災害計画を基に防災訓練等を継続して実施します。

滝川しょうがい者地域生活支援センターほほえみプラザは、当法人の基本理念『社会が変われば障害はなくなる！地域で当たり前生活を求めて』を念頭に、相談支援及び共同生活援助事業は、地域で暮らす障がいのある方達に不利益が生じないよう、法人本部との連携を図りサービスの質がより一層向上するよう取り組んで参ります。

共同生活援助事業「ほのぼのハウス」

1 目的

障害者総合支援法に規定する共同生活援助事業として、地域での生活を望まれる利用者の方に対し、日常生活における相談、介護や援助などを行ない、家庭的な雰囲気の中で共同し自立した日常生活を営むための支援を行なうことを目的とします。

2 運営方針

利用者本位のサービス体系・権利擁護の観点から自己選択・自己決定を尊重し、常に利用者の立場に立った個別支援計画を作成し「安全」で「安心」して快適に暮らせる場を提供できるように努めます。

また、介護サービス包括型を展開し、職員配置基準等は現行のままで推移し、国の基準が改正されればそれに準じて運営します。

事業の実施にあたっては、利用者の方の高齢化や重度化を背景に各生活住居において均一的な支援が図られるよう利用者の方・ご家庭のご意向を把握し、滝川ほほえみ工房、関係市町村、地域の保健・医療・福祉などのサービスと綿密な連携を図り、地域生活へのニーズに応えられるよう事業を進めます。

2022年度は、既存のグループホームが老朽化しており、多様なニーズに応じられるよう GH の新築については、関係機関と連携をとりつつ資金造成を行うなど引き続き検討します。また、既存の GH が充実した支援体制が図られるよう支援者の確保に努めます。

さらに、滝川市のハザードマップが改定となり、国土交通省の様式に合わせた風水害（水防法）に対する防災計画を提出し、洪水浸水想定区域に該当している「ほのぼのハウス」「緑町桜はうす・ほほえみプラザ」については、非常災害時における連絡体制、利用者の方の安全確保から風水害を想定した避難訓練を実施しました。非常災害時の食料備蓄等も消費期限の長い備蓄食材へ更新を継続し、非常電源確保などの未整備な部分は防災対策委員会と連携し進めていきます。

3 事業の内容

共同生活援助事業に係るそれぞれの共同生活住居の利用者の方にはサービス利用契約書、重要事項説明書、個別支援計画書に基づいた次の共同生活援助を行います。

- ① 住まいの提供
利用者の方には個室を提供するほか、個人が購入する家具等調度品のインテリアに関する相談助言を行います。
- ② 食事・入浴・排泄等の介護
利用者の方の実態に即した食事や入浴・排泄などの身体の援助・介護を行い、利用者の方の要望に基づいた食事の提供及び栄養管理や食事に係る献立などの記録を整備し保存します。
- ③ 健康管理の援助
利用者の方の希望と能力に応じた服薬の管理及び緊急通院時の援助・介護を行います。また、日常の健康状態の確認及び相談・助言を行います。
- ④ 金銭管理の援助及び備品購入の援助
利用者の方の希望と能力に応じて日常の金銭管理を行います。利用者の方から管理依頼を受けた場合は、金銭管理規定に基づき契約を取りかわし、金銭等は地域生活支援センター内の金庫で保管、また、金融機関の貸金庫での保管を行い、出納簿に記録することとします。
また、物品の購入にあたり相談・助言を行います。
- ⑤ 身辺整理及び身嗜み・整容介護と援助
利用者の方の希望と能力に応じて日常の身辺整理及び身嗜み・整容について援助・介護を行います。
- ⑥ 職場・ご家族等の連絡調整
必要に応じた職場・日中活動の場への訪問及びご家庭との連絡調整を行います。
また、ご家族やご友人との交流に関する援助・介護も行います。
- ⑦ 緊急時の対応
急病・火災・事故などに対して即時の対応を原則とし必要な処置を講じるとともにご家族への連絡を行います。
- ⑧ 諸手続きの代行援助
住所変更や健康保険、失業保険などの社会生活上、必要な手続きの代行を利用者の方に確認した上で援助を行います。
- ⑨ その他の援助
余暇活動への助言・同伴、自治会・町内会などとの交流、日常生活を営む上で必要な介護・援助を行います。
- ⑩ サービスの提供時間及び職員配置
365日・24時間の支援体制。職員配置は国の基準省令に基づき管理者、サービス管理責任者、生活支援員、世話人を配置して支援にあたり、併せて非常勤での嘱託医及び歯科嘱託医を配置します。なお、夜間支援の職務遂行には、事業所職員も加わり日勤業務も行います。
- ⑪ 虐待防止の為の措置
利用者の方の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行なうとともに、支援者に対する研修を実施します。

4 利用者定員 42名

「相談支援事業」

1 目的

障がいのある人の福祉に関する様々な問題について、障がいのある人やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援を行うことを目的とします。

2 運営方針4

相談支援専門員及び精神保健福祉士の有資格者を配置し、障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業・一般相談支援(地域移行支援、地域定着支援)を適正に行い、市及び他の福祉サービス事業者等との連携を図り情報共有に努めます。

実施地域として、中空知5市5町(滝川市、砂川市、芦別市、赤平市、歌志内市、雨竜町、浦臼町、新十津川町、上砂川町、奈井江町)としますが、それ以外の地域にも相談に応じます。

また、滝川市との委託契約により基幹相談支援事業所及び虐待防止センターの運営や各市町から委託を受ける障害支援区分認定調査も併せて行います。

3 事業の内容

(1)指定特定相談支援事業

事業所番号：0137500161

障害福祉サービスを利用する人たちのために、具体的にどのような支援を受けたいかを聞き、それに合わせたプラン作成を行います。

障害福祉サービス等の申請に先だて、「サービス等利用計画(案)」を作成し、支給決定後、サービス事業者との連絡調整を行った上で、「サービス等利用計画」を作成し当該市町へ提出します。

又、支給決定されたサービス等の利用状況の検証、実際に利用してみてその人に本当に合っているのか、モニタリングを行い、今の状況に合った支援になるように調整を行います。

※相談支援専門員3名(精神保健福祉士1名を含む)の有資格者を配置、うち主任相談支援専門員を配置し加算を受けています。

(2)指定障害児相談支援事業

事業所番号：0177500055

18歳以下の障がい児に対して児童福祉法に基づき、(1)と同様に計画作成やモニタリングの実施等を行います。

(3)指定一般相談支援(地域移行支援・地域定着支援)

事業所番号：0137500161

・地域移行支援：障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の方を対象として、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、入居支援等、地域に出るまでの支援を行います。

・地域定着支援：障がいのある方が地域で暮らしていくうえで、安心して生活を送るため。また、地域に出てきてから再入所、再入院をすることなく地域で暮らし続けられるよう常時の相談支援等を行います。

(4)基幹相談支援事業

2022年度は、当基幹相談支援事業所が中心に市内相談支援事業所(3ヶ所)と毎月、自立支援協議会事務局会議を開催し「滝川市自立支援協議会」の運営を行うとともに、地域の相談支援の中核として、総合的な相談業務(身体障害・知的障害・精神障害)、地域の体制整備に係るコーディネートすることを主な業務とし、滝川市との委託契約を締結し、滝川市基幹相談支援センター業務委託仕様書に従い、以下の業務を行います。

- ① 総合的・専門的な相談・連絡調整
- ② 成年後見制度利用支援事業に関する事項
- ③ 虐待防止センターに関する事項
- ④ 差別解消法に関する事項
- ⑤ 自立支援協議会の運営
- ⑥ 基幹相談支援センター連絡協議会への参加・情報共有
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか総合的な相談業務として市長が必要と認める業

(5) 2022年度基幹相談支援事業計画

- ・自立支援協議会事務局会議(毎月第3金曜日開催予定)
- ・近隣相談支援事業所との勉強会(年3回程度の開催予定)
- ・相談支援従事者等を対象とした研修会(年1回開催予定)
- ・障害支援区分認定調査(随時:各市町からの委託)
- ・北海道知的障がい福祉協会相談支援部会への参画
- ・基幹相談支援センター連絡協議会への参画
- ・北海道相談支援専門員交流会への参画
- ・中空知圏域難病対策地域協議会(難病対策専門部会)への参画
- ・滝川支え合い会議への参画
- ・滝川市高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク代表者会議に参画

2022年度

委員会活動計画

～適正な工賃のあり方について～

「工賃適正化検討委員会」

1 目的

工賃規程に則って予算に対しての基本給、日額給の確認、決定を行い工賃の公平かつ適正な支給を目的とします。

2 概要

工賃検討委員会を行い、事業収益を勘案した工賃及び決算手当の支給を確認します。

現行工賃の問題点や工賃体系の見直し、工賃に直結する作業量の確保等の課題の解決に向けて検討を重ねます。

2019年度より重環境、重労働、重責を評価し、メリハリのある工賃の加算を行っています。2020年度より5年間凍結していた昇給停止を解除し、適正な工賃体系に戻しました。また、加算額も1日500円に向上することができました。

今後は、定期昇給を図り、加算の増額を検討します。

又、年度末には予算執行状況を鑑みながら手当を支給します。

3 予定

- ・4月・3月に工賃評価会議(基本給等)を開催し検討する。
(その他必要に応じ関係職員を含めた利用者工賃評価会議を随時開催する。)
- ・現行工賃の問題点を再検証する。又、工賃アップにつながる方策を検討する。
- ・その他、必要に応じて工賃適正化検討委員会メンバーで会議を開催する。

～新たな取り組みについて～

「新商品開発・作業委員会」

1 目的

ほほえみ工房のオリジナル商品の開発・研究を行い、可能であれば新たな作業種の立ち上げにも結びつけて行きます。

新機軸の商品開発は勿論のこと、製菓・木工作業など既存の作業においても担当者・関係者と協議・検討を行い、新商品の開発に取り組みます。

各作業について、利用者方の意見・要望を聞き取り作業に反映していきます。

2 概要

委員会では、製菓作業担当者と協力して新商品開発や価格見直しの検討を行い、製菓作業ではクッキーのバリエーションの充実、適正価格での販売などを協議し、新商品の開発・販売をします。

また、受託作業契約を締結している市内外の企業との連携を深め、新商品開発の受注量の拡大・自主製品の生産、販売拡大を協議し、商品の販路と顧客拡大の足掛かりを築きます。

利用者の意見を反映させるため意見箱を設け、随時作業に対する意見などを聞く場を設けます。

2021 年度より第二事業所も開設し、今後の作業展開・新しい作業の検討も行っています。

3 予定

- ・ 新商品の販売や新しい作業について、都度協議を行い検討します。
- ・ 作業を受託している企業との連携を深め新たな作業が拡大していけないか協議、検討を行います。
- ・ 第二事業所での作業展開に向けての作業の拡大、新しい作業の検討を進めていきます。

～情報の発信について～

「広報委員会」

1 目的

工房通信の発行とホームページの管理、ナイスハートネット北海道（ネットサイト）の商品紹介、イベント写真撮影と写真等の資料保存管理を行う等、広報活動を目的とします。

工房通信、ホームページなどは見やすく読みやすい情報が提供できるよう心がけるとともに間違いがないよう校正を行います。

2 概要

2021 年度も昨年に引き続き新型コロナウイルスの影響で各種イベントの中止の伴い工房通信の定期的な発行ができませんでしたが、今後は通常の年 3 回発行し各イベントの様子などについて掲載します。

2022 年度についても新型コロナウイルスの影響を踏まえながら定期的に工房通信を発行し、見やすく読みやすい内容を心がけ、楽しんで読むことができるよう工夫を行います。利用者のコメント、イベントの感想掲載も積極的に取り入れます。

又、工房通信の配布先を、各関係機関だけではなく利用者にも配布できるよう印刷部数の検討

を行います。

ホームページの更新はパンフレット及び工房通信掲載、職員名簿変更など都度行い、工房通信同様に見やすく読みやすい内容を心がけます。

ハートネットの商品情報については見直しを行い、正確な内容を掲載できるよう努めます。北海道社会福祉協議会の広報誌に商品情報の掲載を行います。

3 予定

- 工房通信の発行
「春号（5月発行）、夏・秋号（10月発行）、新春号（1月発行）」
その他、イベント等があった際に号外として発行
- 各種工房内外行事における写真撮影
- ホームページ更新等

2021 年度活動実績

- 工房通信の発行
「9月号発行」
- 各種工房内外行事における写真撮影
- 育成会広報誌こすもすニュース「ほほえみ工房通信」
- ホームページ更新

～健康維持・増進に向けての取り組みについて～

「保健衛生委員会」

1 目的

利用者の方々の健康管理・口腔ケア・整容チェックを行い生活習慣病の予防や疾病の早期発見、早期治療を目的とします。

2 概要

嘱託医（男澤医院、男澤伸一医院長）による定期健診・体重測定（年4回）を実施し利用者の方々の健康管理を行います。

流行性感冒、新型コロナウイルス、ノロウイルス等の感染拡大や予防について利用者の方、ご家族に対し啓蒙・啓発を行います。また、感染症予防対策などを支援者が把握し適切に対応できるよう保健衛生管理等の研修を行い、職員に向けての研修会も行います。

感冒流行時、新型コロナウイルス感染防止の為、手洗い、うがい、アルコール消毒、マスク着用を励行し、嘱託医に適切な対応の指示を仰ぎ利用者の方のケアに努めます。

次に、歯科嘱託医（なかむらファミリー歯科、中村光宏医院長）による歯科検診（年2回）、歯科衛生士による歯科衛生指導（年2回）を実施します。

歯ブラシの定期的な交換を呼びかけ毎日の歯磨きの重要性を伝え虫歯・歯周病予防に努めます。

また、健康で衛生的な生活を送れるよう整容面改善の為に定期的な支援を行います。

加えて、グループホーム利用の方には、地域生活支援グループと連携を図り、健康管理・口腔ケアを行い生活習慣病等の予防に努めます。

工房での健康診断は年1回とし、希望する方は実費負担とします。

3 予定

- ・ 定期健診 年4回(6, 9, 12, 3月)
- ・ 歯科検診 年2回(6, 11月)
- ・ 歯磨き指導 年2回(10, 2月)
- ・ 整容チェック 随時
- ・ 健康診断 年1回(10月予定)

～安全に配慮した食事の提供について～

「給食委員会」

1 目的

利用者の方々の健康と、アレルギー対応などの安全に配慮した食事の提供を目指します。

2 概要

毎月1回以上、栄養士と委託業者の地域担当責任者、調理員との会議を行なっています。検食簿や利用者からのご意見を基に協議を行い、献立内容の充実や提供状況(味、温度、盛り付け等)の向上を図ります。

アレルギーや食事制限のある利用者の方については特別食を提供しています。その提供にあたっては、利用者ご本人やご家族との連絡を密にし、1ヶ月分の献立表を事前に配布し内容を確認していただく等、安全な食事提供を行います。また、朝礼でその日の内容を確認し、職員間でも周知を徹底します。

高齢の方や咀嚼の弱い方には、体調や状況に合わせた対応を行えるよう委託業者と連携し、優しい給食を目指します。

3 予定

- ・ 昨年度行ったアンケート調査の結果を踏まえた『リクエストメニュー』を取り入れ、利用者の方々のご意見を反映します。
- ・ 誕生日カードを作成し、ほほえみ工房、グループホーム利用者のお食事に添えます。
- ・ 国内や海外の郷土料理を取り入れ、写真入りのポスター掲示を行い、食文化の大切さを知っていただきます。
- ・ 季節ごとに行事食を展開し、旬の食材を使用する事で季節感を楽しんでいただけるよう工夫します。
- ・ グループホームの行事食として、テイクアウト等を利用し、メリハリのある食事サービスを行います。
- ・ 色々な食品についての情報を発信することで、食品を選択する力を身につけ、心身の健康、食事の重要性を知っていただきます。

～利用者の権利擁護・ご家族からの相談、苦情について～

「苦情解決委員会」

1 目的

利用者・ご家族・地域等から、ほほえみ工房が提供するサービス内容等への苦情を受け付け、サービスの質の向上と改善、利用者の権利を擁護することを目的とします。

2 概要

客観性確保の為、地域在住者や元教諭等3名を第三者委員として委嘱し、第三者委員による相談日を毎月1回設けます。相談の機会が平等に与えられるよう、職員朝礼時・利用者の朝の会等で全体に周知します。また、第三者委員によるボランティア活動も実施し、利用者が相談しやすい環境作りを行います。

苦情解決委員は第三者委員と連携を図り、利用者の苦情・相談事項について協議検討し、管理者やサービス管理責任者へ報告します。関係職員にも周知し問題が解決されるよう努めます。

3 予定

- ・ 毎月2名の第三者委員による相談受付を実施します。
- ・ 利用者及びボランティア、職員からの苦情受付を行います。
- ・ 苦情解決委員や第三者委員の掲示を行い、引き続き苦情解決箱を設置します。
- ・ 虐待防止委員会と連携し、苦情・相談内容が虐待・権利侵害に該当しないかを協議検討します。
- ・ 空知知的しょうがい福祉協会権利擁護委員会第三者意見交換会に参加し、他事業所との情報交換を行います。
- ・ 利用者の要望に応じて職員相談を適宜行います。

～社会資源の活用と余暇活動について～

「行事委員会」

1 目的

社会資源を活用した集団行動により協調性・社会性を養い、互いの人格と個性を尊重することで働きやすい環境作りを目指します。

さらに、ご家族にも積極的に行事へ参加していただき皆で楽しむだけでなく、利用者の方々が工房でどのように過ごしているのか、どのような方々が通所利用されているかを知っていただく機会や、ご家族同士の親睦を深めることのできる場の提供を目指します。

2 概要

2021年度は新型コロナウイルスの影響により「日帰り旅行」、「ほほえみ工房新年会」、「工房祭」につきましては、規模を縮小して感染対策を行いながら実施しています。

2022年度も引き続き新型コロナウイルスの感染予防を行い、工房祭、旅行、新年会等の工房主催行事の実施や空知知的しょうがい福祉協会主催の各種イベントへの参加促進を図ります。

工房祭については、各準備担当の振り分けを行い、職員全体での連携を図りながら事前準備、当日の運営を行います。工房旅行については就労継続 B・就労移行・生活介護それぞれの利用者に合わせて内容で計画を行います。又、今後も就労系サービスの一環としての支援を工場見学等の研修要素を取り入れた形で日帰り旅行を行います。

その他イベントについても、前年度のアンケートの内容等に考慮しながら、皆が充実し楽しめる内容となるよう企画していきます。又、行事の内容については、利用者自治会と連携し利用者の方々の意見を取り入れ検討し進めます。

各種団体の行事にも参加して余暇活動の充実を図るとともに、交流範囲の拡張を目指します。

3 予定

- 工房祭 【 9月 】
- 日帰り研修旅行 【 9月～11月 】
- ふれあいの集い2022 【 9月～10月 】
- クリスマス会（本人部） 【 12月 】
- 新年会 【 1月 】
- 空知知的しょうがい福祉協会主催（幹事会）行事
スポーツ大会、利用者研修会、利用者交流会

～人命・機能・財産を守る訓練について～

「防災対策検討委員会」

1 目的

ほほえみ工房、共同生活援助（グループホーム）における重要な機能のひとつとして防災機能があり、その防災目的の優先度として、第1に「人命」第2に「財産」第3に「機能」とし被害を低減させる目的があります。

日中活動での利用者の方や共同生活援助（グループホーム）に入居されている利用者の方への「安心」「安全」の防災対策として、消防計画に基づいた避難訓練や自然災害を想定した訓練を通し、支援員等誰もが利用者の方の避難誘導など必要な行動が速やかに行えるよう総合的な訓練の実施や訓練結果による改善策を検討、定期的な消防設備の点検を通し、日ごろから非常時を予測し利用者の方、支援員が常に問題意識を持っていただくための啓蒙・啓発を図ることを目的とします。

2 概要

2017年5月29日、大規模な地震、風水害などの災害時に避難行動要支援者(75歳以上の障がい者や介護認定を受けている寝たきりの高齢者)が避難する福祉避難所の指定に関する協定を滝川市と締結いたしました。

2018年8月、ほほえみ工房、共同生活援助(ほのぼのハウス)の非常災害時における関係機関への通報、連絡体制、安全確保のための行動手順など具体的計画として、滝川ほほえみ会非常災害対策計画を作成いたしました。

2019年12月、滝川市の防災計画(ハザードマップの見直し)変更に伴い、洪水浸水想定区域に「ほのぼのハウス」「緑町桜はうす・ほほえみプラザ」が該当となり、2020年1月、洪水時の避難確保計画を作成し滝川市に提出いたしました。2021年12月に、国土交通省の様式に合わせた避難確保計画に様式を変更し滝川市に再提出いたしました。

職員を重点に自衛消防訓練や地震・風水害などを想定した自然災害等の訓練を計画し実施しました。

2022年度は前年度の反省点、改善点を踏まえ「自衛消防訓練」、「風水害を想定した非常災害訓練」、「防災研修」を計画し、非常災害時における連絡体制や利用者の方の安全確保の行動手順などを継続して訓練・研修を実施していきます。また、北海道知的障がい福祉協会・空知知的しょうがい福祉協会に設置されている「災害対策委員会」との連携を図り、利用者の方々が安心・安全に日常生活を送ることができるよう進めていきます。

3 予定

- 自衛消防編成表・火元責任者分担表の改正（4月）
- 自衛消防訓練・消防設備点検（6月、12月）
- 風水害を想定した非常災害訓練（8月）
- 防災研修（2022年1月）

～利用者の方の安全・安心・サービス向上にむけた活動について～

「リスクマネジメント委員会」

1 目的

当法人が運営する事業所が利用者に福祉サービスを提供する過程で発生する事故、サービス提供者に被害が生じる事故や被害は生じないよう、「ヒヤリ」「ハット」する事態の発生を防止、解消する体制を確立し、適切、安全な福祉サービスの提供に資することを目的とする。

2 概要

委員会構成としては、リスクマネジャーを配置し、業務・日中活動・地域生活を担当する役職者を委員に配置し、上半期・下半期の2回を開催します。また、委員会は問題解決のため必要に応じて開催します。

事業所における利用者の方の安全確保、利用者サービスの向上を図るために、ヒヤリ・ハット事例や事故報告書の分析・改善点を検証すること及び苦情解決委員会の内容も検討し再発防止策を講じます。また、防災対策委員会とも連携し、利用者への安全、安心を確保します。

再発防止にむけたマニュアルを作成した中で、職場内の研修会を開催し啓発啓蒙などを取り組んでいきます。

また、事故状況によっては、「社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要綱」に基づいた報告書の作成を行っていきます。

3 予定

- ヒヤリ・ハット事例及び事故報告書の分析・改善点を検証します。
- 苦情解決委員会、防災対策委員会に対しての内容も検討します。
- 再発防止に向けた職場内研修も開催します。
- 委員会は、上半期(10月)・下半期(3月)の2回開催します。

～利用者の方の人権擁護・法人事業に対する社会的信頼の向上について～

「権利擁護・虐待防止委員会」

1 目的

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、社会福祉法人滝川ほほえみ会が運営する指定障害福祉サービス事業所が行う障害福祉サービスにおいて、利用者の人権を擁護し法人事業に対する社会的な信頼をより一層向上させるため、虐待の防止と虐待を認知した場合における適切な対応（以下「虐待防止」という）について、関係機関と連携・協議・検討を行うとともに職場研修の開催と職場外研修へ参加し支援の精度を高めることを目的とします。

2 概要

委員会は管理者を虐待防止責任者、サービス管理責任者を委員として配置し、その検討内容に応じて随時関係職員の出席を求めます。

虐待防止のための体制作り、虐待発生時の対応・検証・総括、虐待防止体制の点検・評価・改善、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知、その他虐待防止・人権擁護に資すること

を所掌業務とします。

3 予定

- 上半期及び下半期の年2回、委員会を開催します。(虐待等発生時や事例検討時等の際には随時開催します)
- 研修委員会と連携し、虐待防止及び身体拘束廃止についての職場研修の開催、職場外(オンライン)研修への積極的な参加を行います。
- 苦情解決委員会と連携し、苦情・相談内容が虐待・権利侵害に該当しないかを協議検討します。
- 不適切と思われる支援については事例検討及びセルフチェックにより意識向上を図り、虐待を未然に防ぎ、援助技術を高めていきます。
- 身体拘束について個別支援計画へ記載し事前に利用者、ご家族に同意を得る等、適切な記録及び支援の方法等について支援者が積極的に自らの支援方法を委員会に諮り、支援の精度を高めることができるよう働きかけます。

～滝川ほほえみ会の将来の在り方について～

「滝川ほほえみ会 将来の事業運営検討委員会」

1 目的

滝川ほほえみ会の将来を見据え、何をすべきかを広範囲に渡って検討・整理することを目的とし、具体的な将来像を明確に示す経営計画の策定を進めていきます。

2 概要

滝川ほほえみ会の将来像を具体的なものとするため、2013年9月に設置された当委員会は2017年度に理事会に設置された「新施設建設推進委員会」と連携する関係から2018年度より施設長直轄となりました。

これまでの委員会の中で、多機能型全体の利用登録者数が既に定員を上まわっており、今後も恒常的な利用申込が見込まれていることから、「現在の多機能型施設とは別に各事業に特化した事業所を立ち上げる形での定員増を図りたい」という方向性が出されていました。2017年度において理事会より、施設の狭隘化、利用者の重度・高齢化に対応するために、3年後を目標に第二施設と障がいの重い方や高齢者が利用出来るグループホームの新設、新サービス等の検討という方向性が出されました。

その後GHについては滝川市の企業からバリアフリーGH新築提供があり、2020年6月にオープンし9ヶ所目のGHとなりました。その後10月にハザードマップに該当したGH1ヶ所を廃止し8ヶ所となっています。

第二事業所については検討し所有の旧スーパーJoyを(株)菱友より賃貸契約し、昨年6月よりバックヤードにてミニトマトの選果作業を稼働しました。店舗部分については喫茶店のオープンに向けて「第二事業所検討委員会」にて検討を続けていきます。

3 予定

理事会「新施設建設推進委員会」から出された計画に沿って、「将来の事業運営検討委員会」内の「第二事業所検討委員会」で具体的内容を検討し本格稼働に向けて新規事業の検討を行います。

「本人活動」

1 目的

利用者の方による、本人のための余暇・学習活動、交流・親睦が主な目的となります。人と一緒に余暇を楽しむことを経験し、自分で楽しむ方法を学べること、様々な物事に対処できる能力を身に付けられること等、利用者の方の自主性・実行力向上を目指しサポートを行います。

2 概要

利用者自治会役員（会長1名、副会長2名、書記2名）を2年に1度、選挙・選出し、役員の決定を行い、役員が利用者の代表として施設内での生活についてお互いに話し合いながら様々な活動を行います。

施設内でのイベントでは、企画・運営に利用者の方々が携われるようサポートを行います。2021年度は、コロナ禍により各イベントも縮小でしたが役員による利用者司会や利用者挨拶での参加、工房祭では自治会主体による縁日の開催、工房クリスマス会では企画・運営を利用者自治会中心に行う等の活動を行っています。

2022年度も引き続き、施設内のイベント企画・運営等に積極的に関わられるよう配慮するとともに、日々の施設・集団生活において過ごしやすい環境を利用者の方々と共に考え、生活改善を行う等、利用者本人の意志を尊重し、自己決定・自己選択の促進に努めます。

また、コロナ禍で制限はありますが、空知知的しょうがい福祉協会等主催の研修会、交流会に積極的に参加し、様々な知識や情報を蓄え社会の構成員としての視野を広げると共に、他事業所利用者の方々との交流を深め社交性を高めることを目指します。

3 2022年度計画

- ・自治会役員の改選
- ・工房祭での自治会主体の出し物の検討
- ・自治会中心となった工房クリスマス会の企画・運営
- ・空知知的しょうがい福祉協会利用者研修会・交流会の参加

～家族会への運営支援について～

「家族会事務局」

1 概要

社会福祉法人滝川ほほえみ会が提供する福祉サービス利用者のご家族・身元引受人で構成される団体、「社会福祉法人滝川ほほえみ会家族会」が2011年に設立されたことに伴い、滝川ほほえみ工房内に家族会事務局が設置されています。

事務局として主に事務手続きの面から家族会のバックアップを行い、家族会の円滑な運営を支援します。

2 内容

引き続き家族会の以下の活動に対して支援を行います。

- ・新年会等行事共催
- ・総会、役員会等会議の日程調整

- 各種案内文書等の作成・印刷・配布・発送
- 各種行事、ボランティア等々参加取りまとめ
- 各種研修会情報提供、申込手続き
- ボランティア保険等加入手続き等

3 予定

「社会福祉法人滝川ほほえみ会家族会 2022年度事業計画」の内容に沿って、その活動を支援します。

～職員のスキルアップについて～

「研修委員会」

1 目的

各種研修会への積極的な参加や他施設・事業所への視察等を行います。研修の中身を吟味して、空知近郊をはじめ道内外の研修に積極的に参加して行きます。研修や視察で学んだことを復命書及び伝達講習等を通して他の職員へ伝え、知識や技術の共有・向上を目指します。

学んだことを支援の現場で活用することで各種提供サービスの質の向上を図り、より良い支援の提供を目指します。

2 概要

研修の実施にあたっては、「職場研修」、「職場外研修」、「自主研修」を研修計画の柱とし、研修の充実を図ります。

【職場研修】

職場研修とは、職場において業務を通じ又は業務に関連させ、あらゆる機会を利用して知識・支援技術向上等々の為に行う研修です。

管理監督者による計画的・継続的な指導・教育・訓練の他、職場外研修等で学んだ知識や最新の情報を伝達講習・復命書を通して共有し、提供サービスの質の向上を目指します。

【職場外研修】

職場外研修とは、職場を離れ研修会やセミナーに参加するものです。参加する研修会・セミナー・講師を選択することで、多種多様な研修の実施及び他事業所・関係機関職員との交流が期待できる研修でもあります。職場外研修は「階層別研修」と「目的別（課題別）研修」に分類されます。（研修計画参照）なお、新型コロナウイルス感染対策及び感染拡大防止の観点から、「集合研修」から「Web研修」で多く開催されています。法人内のインターネット環境も整備しヘッドセットなども購入し活用しています。

【自主研修】

自主研修とは、職員が自主的・主体的に資質の向上、能力の開発、資格取得等々に取り組む研修です。

各種研修の情報提供の他、資格取得に伴う欠勤等については、義務免除等特別休暇対応を行う等の援助を行います。また、受講料に対して助成金を支給し自主研修を奨励します。

3 予定

別添の研修会に加えて、参加した研修の内容に応じて伝達講習の機会を設け、積極的に研修内容の発表、伝達を行うよう促します。

研修計画

【階層別研修】 (実施予定月は例年の実施月を参考にしています)

階層	2022年度参加予定研修(一部)	実施予定月
初任者	北海道社会福祉協議会 新任施設相談員研修	8月
	空知知的しょうがい福祉協会 職員研修	12月
	北海道社会福祉協議会 福祉専門職のためのキャリアアップ研修 (初任者コース) 等	5月
中堅職	北海道社会福祉協議会 施設相談員専門研修	8月
	日本知的障害福祉協会 全国知的障害福祉関係職員研究大会	9月
	北海道知的障がい福祉協会 北海道知的障がい関係支援員研修	10月
	キャリアアップ研修(中堅職員コース) 等	8月
幹部職	北海道知的障がい福祉協会 幹部研修会	1月
	北海道社会福祉協議会 職場研修担当者(OJT)養成研修会	11月
	キャリアアップ研修(チームリーダーコース) 等	10月
管理職	北海道知的障がい福祉協会 全道施設長研修会	3月・5月
	日本知的障害者福祉協会 全国知的障害関係施設長等会議	6月
	キャリアアップ研修(管理職コース)	11月

【目的別(課題別)研修】

研修のねらい

目的(課題)	研修のねらい
虐待防止・権利擁護	利用者の権利擁護、虐待の防止と虐待発生時の適切な知識の修得
支援技術	支援技術・知識の向上
制度等説明	新たな制度・法律等々の情報入手
資格取得等	サービス提供に必要な又は望ましい資格の取得

参加予定研修 (実施予定月は例年の実施月を参考にしています)

目的(課題)	2022年度参加予定研修(一部)	実施予定月
虐待防止・権利擁護	北海道知的障がい福祉協会 権利擁護セミナー	7月
	空知知的しょうがい福祉協会権利擁護伝達合同宿泊研修	10月
支援技術	全道知的障がい関係職員研究大会	10月
	北海道強度行動障害支援者養成研修	不定期
制度等説明	北海道民間社会福祉事業職員共済会 業務説明会	9月
	食品販売に携わる福祉従業者のための食品表示に関する研修	8月
	空知総合振興局 指定障害福祉サービス事業所集団指導 等	12月
資格取得等	相談支援従事者研修(基礎・現任)	不定期
	サービス管理責任者研修	不定期
	北海道障害者職業センター 就業支援基礎研修 等	7月

【内部研修計画】

毎月1回 16:30~17:30 1時間研修日を設定し、実施する。

滝川ほほえみ会 2022年度 内部研修計画

月	テーマ	内容	講師	実施
4	法人が目指すもの	・基本理念 ・今年度の計画・予算について	施設長	4/1
5	しょうがいについて	・基本的な知識（医学モデル・社会モデル） ・基本的な支援・姿勢	施設長	
6	コロナ感染防止 食品衛生（食中毒）	・保健衛生委員会 ・給食委員会	担当者	
7	権利擁護・苦情解決・虐待防止	・権利条約 ・障害者基本法	施設長	
8	権利擁護・苦情解決・虐待防止	・差別解消法	施設長	
9	権利擁護・苦情解決・虐待防止	・虐待防止法	施設長	
10	防火・防災・防犯について	・災害対策計画 ・防火管理規定	担当者	
11	外部講師研修（消防署）	・救急救命、AED 訓練	消防署	
12	就労について	・雇用促進法	就労系	
1	地域生活支援について 自立支援協議会について	・地域生活支援センター	センター	
2	インクルーシブ社会・教育	・理念について学ぶ	施設長	
3	外部研修伝達研修	・外部研修参加者からの内容の伝達、情報共有	外部研修参加者	

～土曜開設の在り方について～

「施設開放日検討委員会」

1 目的

開所日については、法律で月日数から 8 日を除いた日数と定められています。祝日が多い月においては稼働日が減り、事業収入が下がることから、土曜日（休業日）を開所し、事業収入増を図ることと、合わせて余暇活動の充実を図ることを目的に土曜開設の在り方を検討します。

2 概要

2021 年度は、月 2 回を基本に土曜開設を行ってきました。コロナ禍の影響があったものの予定通り開設できました。内容は午前中が作業活動、午後は余暇活動とし、太鼓活動も取り入れています。11 月には太鼓の発表会にも参加しました。土曜日に支援職員を配置することによって、平常日の支援職員が減るなどの課題が出ますが、内容を工夫することにより、影響を最小限にとどめています。2019 年度土曜開設実績 11 日、2020 年度土曜開設実績 17 日。2021 年度土曜開設実績 22 日。2022 年度予定 23 日。

3 予定

年間計画を立て、月最大稼働日数の確保に向け、月 2 回程度を基本に土曜開設を行います。内容も作業に関連付け、合わせて余暇活動にもとりくみ、引き続き太鼓を取り入れるなど内容を充実させます。